

児童手当受給者数および児童手当の支給状況

各年 1月31日現在

年度・区分		受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額 (円)	総額 (千円)	
平成 15 年度	計	4,578	62,127	5,000	310,635	
	3歳未満の児童	被用者	1,773	9,426	10,000	94,260
		非被用者	211	20,820	5,000	104,100
		特例給付	2,110	2,786	10,000	27,860
	3歳以上 義務教育就学前 の児童	被用者就学前 特例給付	2,456	4,992	5,000	24,960
		非被用者就学前 特例給付	579	968	10,000	9,680
				3,780	5,000	18,900
			545	10,000	5,450	
			26,588	5,000	132,940	
			4,028	10,000	40,280	
			5,947	5,000	29,735	
			1,099	10,000	10,990	
16	計	5,939	87,577	5,000	437,885	
	3歳未満の児童	被用者	1,779	12,779	10,000	127,790
		非被用者	463	20,530	5,000	102,650
		特例給付	310	2,830	10,000	28,300
	3歳以上 小学校第3学年 修了前の児童	被用者小3修了 前特例給付	3,665	5,071	5,000	25,355
		非被用者小3修了 前特例給付	874	900	10,000	9,000
				3,498	5,000	17,490
			478	10,000	4,780	
			47,627	5,000	238,135	
			6,634	10,000	66,340	
			10,851	5,000	54,255	
			1,937	10,000	19,370	
17	計	5,939	93,706	5,000	468,530	
	3歳未満の児童	被用者	1,751	13,167	10,000	131,670
		非被用者	455	20,199	5,000	100,995
		特例給付	308	2,856	10,000	28,560
	3歳以上 小学校第3学年 修了前の児童	被用者小3修了 前特例給付	3,716	5,199	5,000	25,995
		非被用者小3修了 前特例給付	879	883	10,000	8,830
				3,671	5,000	18,355
			387	10,000	3,870	
			52,748	5,000	263,740	
			6,954	10,000	69,540	
			11,889	5,000	59,445	
			2,087	10,000	20,870	
18	計	8,798	121,614	5,000	608,070	
	3歳未満の児童	被用者	2,052	16,626	10,000	166,260
		非被用者	496	22,393	5,000	111,965
		特例給付	40	3,178	10,000	31,780
	3歳以上小学校 修了前の児童	被用者小学校修了 前特例給付	4,951	5,497	5,000	27,485
		非被用者小学校修了 前特例給付	1,259	899	10,000	8,990
				1,588	5,000	7,940
			202	10,000	2,020	
			74,202	5,000	371,010	
			9,371	10,000	93,710	
			17,934	5,000	89,670	
			2,976	10,000	29,760	
19	計	8,919	104,466	5,000	522,330	
	3歳未満の児童	被用者	2,114	3,901	5,000	19,505
		非被用者	466	23,387	10,000	233,870
		特例給付	44	970	5,000	4,850
	3歳以上小学校 修了前の児童	被用者小学校修了 前特例給付	5,035	5,313	10,000	53,130
		非被用者小学校修了 前特例給付	1,260	79	5,000	395
				475	10,000	4,750
			79,889	5,000	399,445	
			9,757	10,000	97,570	
			19,627	5,000	98,135	
			3,116	10,000	31,160	

資料：子育て支援課

(注)

- ・昭和47年1月から実施
- ・被用者 原則として厚生年金保険等の被用者年金保険制度における被保険者、組合員または団体職員の範囲
非被用者 被用者または公務員でない者
- ・児童手当法改正により、昭和61年 6月から市民税の所得割有無による支給廃止。制度改正により平成 4年 1月から第1子より支給。第1子・第2子に月額5,000円、第3子以降に1人当たり月額10,000円支給。
- ・児童手当法改正により、支給対象年齢が平成12年 6月から義務教育就学前までに、平成16年 4月から小学校第3学年修了前までに、平成18年4月から小学校修了前までに延長された。
- ・受給者数は、3歳未満と3歳以上の児童を養育している場合は、それぞれに計上している。
- ・児童手当法改正により、平成18年4月から所得制限が緩和された。
- ・児童手当法改正により、平成19年4月から3才未満の手当月額が一律1万円となった。